

畜産環境に関するQ & A

(財)畜産環境整備機構

本多 勝男

Q

浄化処理水の処分に悩んでいる養豚経営があります。処理水は放流基準値をクリアーしているのですが、地域住民との取り決めにより、いっさい放流することはできません。これまでは処理水の農地還元で対応していましたが散布先農地に水が溜まり始め農地還元が困難な状況です。どのような対処法があるのでしょうか？

A

放流も農地還元もできなければ蒸発させるか地下浸透させる以外に方法はありません。

しかし、放流基準値をクリアーしている処理水であってもBODや窒素、リン等が多少残っているため地下水汚染の原因となる地下浸透処理を行うことはできなくなりました。

処理水の蒸発には燃料(処理水10 当たり1 の重油か灯油)か、広い天日乾燥ハウスが必要になります。ハウスの天日乾燥能力は冬に1 /m²・日程度、夏は4~5 /m²・日程度ですから、冬であれば処理水量()と同じ面積(m²)のハウスが、夏でも処理水量()の1/4~1/5面積(m²)のハウスが必要となりますので処理水の蒸発処理はどちらの方法でも、養豚経営にとっては不可能な方法と言わざるを得ません。

最近処理水を豚舎洗浄水として再利用しているうちに消滅してしまうという方法や、夏でも冬でも雨が降っても雪が降っても露天の狭い面積から全量の処理水が蒸発してしまう方法などが、まことしやかに宣伝・紹介されていますので注意してください。処理水の蒸発も地下浸透も無理なのですから、残された方法は放流しかありません。放流基準値をクリアーしているのであれば誰でも放流することができますし、その放流を禁止する権利は誰にもないのです。過去に地域住民と無放流の取り決めを行ったとのことですが、どんな取り決めでも契約でも年月が

経過し事情が変われば、内容変更の申込ぐらいはできるはずです。

例えば家畜排泄物法が制定されたため水溜まりができた農地は素堀と同じと判断されるので、放流するしかない状況になったなどの理由を話し、内容変更の話し合いを申し込んでみてはいかがでしょうか。

地域住民が話し合いに応じてくれた場合は、処理水の放流基準値をクリアーしているきれいな水であること、法的には放流しても全く問題がないことを丁寧に根気よく説明すれば、地域住民も自宅の生活排水や浄化槽処理水などを放流しているのですから、理解してくれると思います。もし、処理水の水質を信用しない方がおられたら毎日でも処理水を見に来てもらえば、きれいな水であることを証明することができます。

何度お願いしても地域住民が話し合いに応じない場合、もしくは話し合いに応じても、自分達は生活排水を放流しても良いのに、例えきれいな水でも養豚経営だけは放流を認めないと勝手なことを言い続けるのであれば、できるだけ努力も理解してもらえなかったのですから、放流に踏み切るしかありません。

水質汚濁防止法に基づく変更届けを行えば放流基準値をクリアーしている処理水の放流は法的には何の問題もなく、誰にも放流する権利を奪うことはできないのですから。